

許可業者の営業所について

☆ 営業所とは、
本店又は支店若しくは
常時建設工事の請負契約を締結する事務所

少なくとも、次の要件を満たしてください。

建設業指導室

許可業者の営業所について

- 1 請負契約の見積り、入札、契約等の実態的な業務を行っており、帳簿や契約書等が保存されていること。

許可業者の営業所について

- 2 経營業務管理責任者や専任技術者等、営業所に常勤する者が業務に当たる事務所部分を有し、机、電話、Fax、パソコン等の什器を備えていること。

許可業者の営業所について

3 営業所として独立性を有すること。

同一建物の中に複数の営業所が設置されている場合には、営業活動が明確に区分されて行われており、従業員の行う業務が所属する営業所ごとに区分されるとともに、机、電話、Fax、パソコン等の什器も区分して使用され、書類についてもそれぞれの事業所別に整備されていること。

建設業指導室

許可業者の営業所について

- 4 許可業種に対応する専任技術者が常勤していること。

許可業者の営業所について

5 主たる営業所には経營業務管理責任者が常勤していること。

また、その他の営業所では契約締結などの権限を委任された営業所の代表者が常勤していること。

許可業者の営業所について

- 6 建設業許可業者である場合には、
営業所において公衆の見やすい場所
(室内でも室外でも可)に
建設業法で定められた標識を掲げていること。

◀ | 0 | ▶ ●建設業法で定められた営業所に掲げる標識

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣許可()第 号 知事許可()第 号 ※該当する方を記入する	
~~~~~			
(例) 特定建設業	土木工事業	奈良県知事許可(特-20) 第12345号	平成10年4月1日
~~~~~			
この店舗で営業している建設業			

35 cm 以上

40 cm以上

- ※ 標識については、公衆の見やすい場所（室内でも室外でも可）に掲げなければなりません。
- ※ 標識の材質については、特に定めはありません。
- ※ 看板制作業者と県は一切関係がありません。

許可業者の営業所について

建設業には全く無関係な本店や支店、単なる登記上の本店や支店は、上記の営業所には該当しません。

また、建設業と関係があっても単なる作業所や資材置場、特定の目的で臨時で設置される工事事務所についても該当しません。